

地域飲食店応援プログラム 北上の飲食店を応援したい!

7

July
2020



地域飲食店応援クラウドファンディング 「北上みらい飯」北上市の飲食店を応援

本プロジェクトでは北上商工会議所がクラウドファンディング実行者となり、ページを作成・支援金募集を呼びかけ、集まった支援金を参加店舗に送金します。

支援方法は店舗を指定して10%のプレミアムを付与したお食事カードをお渡しする「店舗指定コース」と店舗を指定せず、集まった支援金を均等に分配する「地域応援コース」の2種類を用意しています。支援募集期限は7月31日23:00です。

ご協力よろしくお願いします。

HPから支援開始

<https://readyfor.jp/projects/36625>



応援方法・支援額を選ぶ ※期間中、複数の支援が可能です

店舗指定コース

- ・参加店舗一覧から、応援したい店舗を選んで番号と店舗名を入力!
- ・支援額に10%のプレミアムを付与したお食事カード付

地域応援コース

- 参加店舗へ均等に分配します
- ※法人に限り寄付金の損金算入が認められます

支払方法 銀行振込 または クレジットカード

応援店舗でお食事カード受取
※8月より受取可能

お礼メッセージを受取り支援完了

応援店舗でお食事
※受け取った当日から
令和2年12月31日まで使用可能

クロス

きたかみ

北上商工会議所会報 No.526

「人と地域」「文化と技術」が交差! 北上の発展と明るい未来を応援!!

CONTENTS

北上みらい飯 クラウドファンディング — 1

新型コロナウイルス感染症関連

雇用調整助成金の拡充 — 2

持続化補助金(一般型・コロナ特別対応型) — 3

家賃支援給付金 — 4

北上市 家賃補助要件緩和

買うなら岩手のもの運動 — 5

活用できる税制措置

日本商工会議所連載記事(全3回) — 6~7

きたかみ応援飲食券 — 8

雇用調整助成金の拡充

第2次補正予算（令和2年6月12日）で助成額上限引き上げや解雇等を行わず、雇用を維持している中小企業に対する助成率の引き上げ等、拡充されました。

通常（特例以外）	第2次補正予算措置（令和2年6月12日）
	4月1日～9月30日
生産性指標要件 3か月10%以上減少	生産性指標要件 1か月5%以上減少
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成 （緊急雇用安定助成金（4/1創設））
助成率 中小企業 2/3 大企業 1/2	助成率 中小企業 4/5 大企業 2/3 ※解雇等を行わず、雇用を維持している場合 中小企業 10/10 大企業 3/4
日額上限額 8,330円	日額上限額 15,000円
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間を撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件を撤廃
支給限度日数 1年100日 3年150日	同左+ 上記対象期間
短期間一斉休業のみ	短時間休業の要件を緩和
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練助成率 中小企業 2/3 大企業 1/2 加算額 1,200円	教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練助成率 中小企業 4/5 大企業 2/3 加算額 中小企業 2,400円 大企業 1,800円
出向期間要件 3か月以上1年以内	出向期間要件 1か月 以上1年以内

※すでに受給した方・申請済みの方にも適用されます。



岩手日日電子新聞
momotto
読みなれた紙面を、そのまま画面で

パソコンやスマホ、タブレットで、いつでも、どこでも地元のニュースを！

電子新聞ご利用料金は
簡単クレジットカード決済

岩手日日購読者は
岩手日日併読プラン
電子新聞単独プラン

新聞購読料 + 月額 **330円** (税込)
新聞と併読でも月額 3,130円 (税込)！

月額 **2,445円** (税込)

電子新聞に関するお問い合わせは 岩手日日新聞社 デジタルコンテンツ室 TEL.0191-21-8571

購読のお申し込みは岩手日日HPから！ [いわにち](#) [検索](#)





医療法人 愛久会
きたかみ駅前内科クリニック

健康診断 予防接種 内科・糖尿病内科

〒024-0061 岩手県北上市大通り一丁目3番1号
おでんせプラザぐらうぶ2階

院長 高橋 徹
tel.0197-61-3372

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
午前 8:30～午後12:30	○	○	○	○	○	○	×
午後 2:00～午後 5:30	○	○	×	○	○	×	×

小規模事業者持続化補助金

1. 事業再開枠(感染拡大防止への取組)の創設

- 「事業再開枠」 補助上限:50万円、補助率:定額(10/10)※5月14日以降に実施した取組まで遡って補助。
原則として「事業再開枠」の補助額は「コロナ特別対応型」「一般型」の補助額を超えることはできません。

【感染防止対策】の取組事例イメージ

- 消毒設備(除菌剤の噴霧装置等)の購入、消毒作業の外注、消毒液等の購入
- マスク・手袋等の購入
- アクリル板・透明ビニールシートの購入、施工
- 換気設備(換気扇、空気清浄機等)の購入、施工 など

※既に一般型1次締切・コロナ特別対応型1次・2次締切に申請いただいた事業者については、別途採択後に補助金事務局より「事業再開枠」の申請手続きについてご案内いたします。

2. 特例業種(※)の補助上限額の引き上げ

- 「特例事業者」 補助上限:50万円、補助率:2/3または定額(10/10)
クラスター対策が特に必要と考えられる特例事業者(ナイトクラブ、ライブハウス等、公募要領に掲げられている業種)が対象。「コロナ特別対応型」「一般型」および「事業再開枠」の補助上限額を引き上げることができます。
※特例業種は各指定ガイドラインの詳細は <https://corona.go.jp/> を参照してください。

3. 創業事業者の特例(上限100万円への引上げ)の要件緩和

2020年1月以降の設立法人、創業個人事業主(税務署への開業届提出日基準)は補助上限100万円となります。(当面の間、2020年创业者は創業の事実を登記簿又は開業届の写しにより確認)

一般型

小規模事業者等が販路開拓等に取り組む費用の一部を補助する制度です。

受付期間	第3回申込締切日 2020年10月2日(金)当日消印有効 第4回申込締切日 2021年2月5日(金)当日消印有効
補助率	補助対象経費の2/3以内
補助上限額	上限額:50万円 事業再開枠:定額10/10、上限50万円 特例事業者:2/3、3/4又は定額10/10、上限50万円

コロナ特別対応型

小規模事業者等が感染症の影響を乗り越えるために、経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援する制度です。

受付期間	第3回申込締切日 2020年8月7日(金)必着分 第4回申込締切日 2020年10月2日(金)必着分
補助率	A類型:2/3、B・C類型:3/4
補助上限額	上限額:100万円 事業再開枠:定額10/10、上限50万円 特例事業者:2/3、3/4又は定額10/10、上限50万円
コロナ対策	補助対象経費の1/6以上が、以下の要件に合致する投資であること A. サプライチェーンの毀損への対応 B. 非対面型ビジネスモデルへの転換 C. テレワーク環境の整備

家賃支援給付金

経済産業省 資料より抜粋

新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して「家賃支援給付金」を支給します。

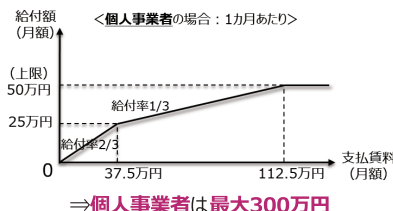
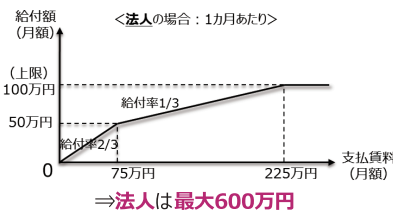
【給付対象者】

テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月～12月において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給。

- ①いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少
- ②連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少

【給付額・給付率】

申請時の直近の支払賃料（月額）に基づいて算出される給付額（月額）を基に、6カ月分の給付額に相当する額を支給。



制度の詳細は現在検討中です。具体的な申請書類や問い合わせ先等については、準備が整い次第、経済産業省HP等で公表いたします。

店舗・事務所等の家賃補助 申請要件を緩和

【R2.6.19 更新】対象となる方に、2月～8月の連続する直近3か月の売上高（合計額）が前年同期の売上高（合計額）に対して、30%以上減少している方を追加しました。※申請書の変更はありません。

補助金の名称	地域企業経営継続支援事業費補助金
対象となる方 ※市内に本社があることは要件ではありません。	市内で事業を営む中小企業の方であって、次の要件をすべて満たす方。 ①小売業、飲食・宿泊業、サービス業を営む方 ②売上高が前年同月に対して、50%以上減少している方または直近3か月の売上高が前年同期に対して、30%以上減少している方。 ※新規創業者の方 ・令和2年3月31日までに創業した方。 ・売上高が創業後売上高が多かった月に対して50%以上減少している方。 ※県の休業要請に応じた方 ・申請した月の売上高が前年同月に対して、50%以上減少する見込みの方。
支援の内容	令和2年4月以降の連続する3か月分の家賃の1/2（一月あたり10万円が上限）
申請書類 ※申請時に郵送するもの	①申請書（北上市地域企業経営継続支援事業費補助金申請書兼請求書） ②家賃が確認できる書類（賃貸借契約書、利用契約書のコピー等） ③上記売上高が分かる書類のコピー ④振込先口座が確認できる通帳のコピー

申請書類を下記へ郵送してください(令和2年8月31日消印有効)。

住所:〒024-0094 北上市本通り二丁目2番1号ツインモールプラザ東館3階
宛名:北上市事業者向け支援窓口

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、窓口での受付はいたしません。

問合せ先:北上市 商業観光課 商業係 TEL0197-72-6006

ご不明な点は、お電話にてお願いします。受付時間は午前10時～12時、午後1時～4時です(土日・祝日除く)。

経済産業省「家賃支援給付金」と北上市家賃補助の併給について詳細が分かり次第、北上市よりお知らせします

「買うなら岩手のもの運動」

～買って、食べて地域を元気に応援キャンペーン～



買って、食べて地域を元気に応援キャンペーン

キャンペーンロゴマーク

一般公募で選ばれたロゴマークは、岩手の「い」の字を思い物袋に見立てデザインしています。文字の青・緑・朱赤は、海産物・農産物・工芸工業製品をイメージ。同運動のシンボルマークとして、ウェブ、チラシ、ポスター、のぼり等に活用されています。

県産品を買って、食べて、生産者、事業者を応援。地域を元気にしよう！

「買うなら岩手のもの運動」とは..

新型コロナウイルス感染症の感染拡大でイベント等の中止や、観光交流の急激な減少等による経済活動や県民生活等への影響を踏まえ、県民の皆様が県内の生産者や事業者が生産する商品を知って、消費していただくことで、地元生産者や事業者を応援し、地域全体を元気にしていただくためのキャンペーンを展開しています。

【協力事業者】募集中！

ピンチをチャンスに！さまざまなスタイルで協力事業者の皆様の活動を応援します。生産、加工、販売、流通、飲食、各種サービス・・・。「岩手のもの」に係わる事業者ならジャンル、形態は問いません。

○岩手県ホームページ「<https://www.pref.iwate.jp/>」にアクセスし、トップページからページ番号検索に「1030050」入力していただいてもキャンペーンの概要がご覧いただけます。

「協力事業者」になると...

- 協力業者の活動メディア、SNS等で紹介。その魅力を県内外にPRします。
- 下記アイテムをお渡しします。
 - ①キャンペーンロゴ／店頭、店内等に提示ください。
 - ②店頭掲示用キャンペーンロゴ入りののぼり／店頭等に提示、誘客活動にご利用下さい。
 - ③知事メッセージデータ／店内展示、チラシ等に掲載下さい。
- 協力事業者の皆様「買って、食べて地域を元気に応援キャンペーン」の取組に際しPR等の支援を行います。

①キャンペーンロゴ



②協力店ののぼり

キャンペーン告知・テイクアウト告知



③知事メッセージ



申し込み・問い合わせ先

岩手県 商工労働観光部 産業経済交流課

【電話】019-629-5536

【ファックス】019-623-2510

【メール】AE0003@pref.iwate.jp

DO! アイデアとデザインで、あなたの思いを伝えます
PLANNING

あなたが伝えたいことは何ですか？

誰に？

どうやって？

伝えますか？

株式会社 ドウ・プランニング

〒024-0084 岩手県北上市さくら通り3-18-2

Tel. 0197-62-7520 / Fax. 0197-62-7522

詳しくは ▶ <http://do-planning.jp/>

Webデザイン・制作、各種販促物／印刷物企画・デザイン・制作



総合印刷

印刷のことなら、おまかせください。

有限会社

北上プリント

- パンフレット ●チケット ●ポスター
- チラシ ●会報 ●封筒 ●はがき
- 名刺 ●伝票 ●カラーコピー他

〒024-0091 岩手県北上市大曲町2番13号(北上市役所前)

TEL(0197)64-7082 FAX(0197)63-4543

URL: homepage2.nifty.com/kitakami-print/

✉ Mail: kitakami-print@nifty.com



【第2回】

事業用家屋・償却資産の固定資産税減免および欠損金の繰戻し還付制度

本特集では、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」における「税制措置」(注)の重要なポイントを3回にわたり、ご紹介いたします。第2回目は「事業用家屋・償却資産の固定資産税減免」および

「欠損金の繰戻し還付制度」について取り上げます。

(注)「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」など

ポイント1 納税事業用家屋・償却資産の固定資産税が減免できます

(1)既存の事業用家屋・償却資産に対する固定資産税・都市計画税の減免措置

売上が大幅減少の中小事業者などに対し、2021年度課税の1年分に限り、事業用家屋と償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする特例です。

(2)新規の設備投資に対する固定資産税の減免対象の拡大

現行の中小企業に対する固定資産税の軽減措置（生産性向上特別措置法に基づく特例措置）において、償却資産に加え一定の事業用家屋と構築物も適用対象となり、生産性向上特別措置法の改正を前提に22年度まで2年間延長されました。

項 目	要件 の 内 容									
対象となる 中小事業者など	次のいずれかの事業者が対象です。 ● 資本金（又は出資金）が1億円以下の法人 ● 資本金（又は出資金）を有しない場合は、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人 ● 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人									
売上減少割合 と減免率	本年2月から10月までの任意の3カ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、次のような場合です。 <table><tr><th>売上減少割合</th><th>課税標準</th><th>減免率</th></tr><tr><td>30%以上50%未満減少</td><td>2分の1</td><td>50%</td></tr><tr><td>50%以上減少</td><td>ゼロ</td><td>100%</td></tr></table>	売上減少割合	課税標準	減免率	30%以上50%未満減少	2分の1	50%	50%以上減少	ゼロ	100%
売上減少割合	課税標準	減免率								
30%以上50%未満減少	2分の1	50%								
50%以上減少	ゼロ	100%								
手続き要件	21年1月31日までに認定経営革新等支援機関などの確認を受けて各市町村に申告する必要があります。 〈軽減措置の流れ（イメージ）〉 <pre>graph TD; S[事業者] -- "① 申請" --> A[認定経営革新等支援機関等(※)]; A -- "② 確認" --> S; S -- "③ 申告 (1月末日まで)" --> M[市町村]; M -- "④ 軽減" --> S; Note["(※) 税務、財務などの専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など (税理士、公認会計士、弁護士など)"]</pre> （会計帳簿などで売上高減少要件を） 満たしているかを確認 （※）税務、財務などの専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など） （出典：総務省「地方税法の改正（筆者加筆訂正）」）									

【お問い合わせ先】制度のお問い合わせは総務省自治税務局固定資産税課に、具体的な手続きは各市町村の担当部署にご相談ください。

オフィス用品専門店

OA機器・パソコン・事務用品・事務機器
オフィス家具・製図測量機器

株式会社 **アベヤス**

本社／〒024-0094 北上市本通り3-3-9 ☎0197(63)5201
営業所／〒025-0063 花巻市下小舟渡51-2 ☎0198(24)7891

日高法律事務所

債務整理、相続、借地借家、交通事故、
離婚、企業法務、顧問契約、労働事件、
その他の民事紛争、刑事事件

弁護士 日高拓郎 TEL.0197-65-6432

弁護士 篠原亜希

要 予 約

「土日・夜間対応、応相談」

ポイント 2 欠損金の繰戻し還付制度が活用しやすくなります

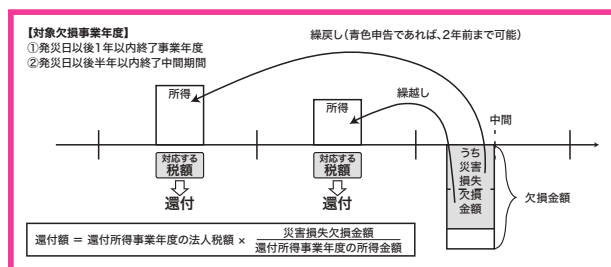
(1) 青色欠損金の繰戻し還付の特例

項 目	要 件 の 内 容
制度の概要	青色申告書を提出する法人について、確定申告書を提出する事業年度に生じた欠損金額がある場合には、その事業年度開始の日前1年以内に開始した事業年度に欠損金を繰り戻して法人税の還付を受けることができる制度です。
対象企業	資本金1億円以下の法人（中小法人）から資本金10億円以下の法人に範囲が拡大されました。 (注) 大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び 100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人などは除かれます。
対象となる欠損金額	本年2月1日から22年1月31日までの間に終了する事業年度において生じた欠損金額について適用されます。
還付請求の手続き	原則として、還付請求を行う場合は欠損金額の生じた事業年度の確定申告書の申告期限までに還付請求書を提出します。 (注) 新型コロナ税法により本制度の対象となる法人が、本年7月1日前に確定申告書を提出している場合の請求期限は、本年7月31日となります。 なお、新型コロナウイルス感染症の影響で期限までに申告や還付請求の手続きが難しい場合は、その期限を個別に延長することが可能です。

(2) 災害損失欠損金の繰戻し還付制度

項 目	要 件 の 内 容
制度の概要	災害により災害損失欠損金が生じた法人は、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度（又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間）に生じた災害損失欠損金額を、その開始の日前1年（青色申告書を提出する法人は前2年）以内に開始した事業年度に繰り戻して法人税の還付を受けられる制度です。
新型コロナウイルス感染症の影響による費用又は損失（災害損失）の例示	次のようなものが該当します。 ● 飲食業者などの食材の廃棄損 ● 感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品などの除却損 ● 施設や備品などを消毒するために支出した費用 ● 感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気清浄機などの購入費用 ● イベントなどの中止により廃棄せざるを得なくなった商品などの廃棄損

【災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付のイメージ図】



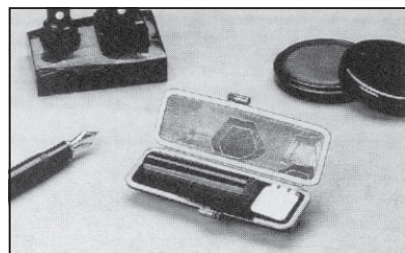
（出典：財務省「欠損金の繰戻しによる還付の特例」）

【お問い合わせ先】最寄りの税務署にご相談ください。

城所 弘明（きどころ・ひろあき）

公認会計士・税理士・行政書士

日本商工会議所「税制専門委員会」学識委員



はんこ
ゴム印
表札

菊印房 北上市本通り二丁目 ☎ 63-6553
☎ 65-4180

クルマから経営的効率化を
「トヨタのカーリース」がサポートします

社用車の「所有の負担」を「使用の満足」へ
カーリースは経営的効率化の理想形
トヨタの総合力でサポート致します



御社の社用車の効率的な保有・活用方法をご提案致します。

トヨタレンタリース岩手 北上駅新幹線東口店
北上市川岸1-3-1 TEL:0197-65-0100



きたかみ応援飲食券 取扱店募集

～きたかみ応援飲食券とは～

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、市内飲食店は売上高が減少していることから、賑わい回復と事業継続を応援するため、市内飲食店で利用できる応援券を北上市が発行し、北上市内全世帯約39,000世帯に一世帯5,000円分の飲食券を配布するものです。

【取扱対象事業者】

飲食店営業許可または喫茶店営業許可を取得し、次のいずれかに該当する方です。

①市内で営業している中小企業（中小企業基本法定義）

②市内で営業している市内に本社を有する大企業。

ただし、ホテルまたはコンベンション施設は市外に本社を有する大企業も含めます。

※スーパーマーケット・コンビニエンスストアは除きます。

【飲食券の取扱】

取扱店は飲食券を持参した消費者に対し、12月31日(木)までを期限とし、額面金額に相当する役務の提供または物品の販売（店内での飲食、飲食物の持ち帰り・宅配・飲食物と組み合わせて販売されるサービスの提供）を行っていただきます。

【お申込み方法】窓口・FAX・郵送・メールにて登録申請書を下記申込先までご提出ください。

～申込先～

(一社) 北上観光コンベンション協会

〒024-0061 岩手県北上市大通り1-3-1 おでんせプラザぐろーぶ 1F

TEL 0197-65-0300 FAX 0197-88-3002

E-mail: ouenken_0197@kitakami-kanko.jp

※詳細や申請書の様式は北上商工会議所HPよりダウンロードできます。

※取扱店一覧(チラシ掲載)のため、令和2年6月26日(金)を締め切りとしていましたが、随時登録を受け付けています。締切日以降に登録した取扱店はホームページ等に掲載予定です。
なお、飲食券の換金には取扱店登録が必要です。登録していない場合は換金できません。

7月・8月の定例相談

	岩手県信用保証協会
7月	1日(水)・8日(水)・15日(水)
8月	5日(水)・12日(水)・19日(水)
時間	10:00～16:00

日本政策金融公庫盛岡支店(国民生活事業)

※当面の間、開催を見合わせます。ご相談については、当所までご連絡下さい。

※相談は事前の予約が必要です。あらかじめ電話でのご予約をお願いいたします。

経営支援課 ☎65-4211

退職

■総務課

館花歩里

大変お世話になりました

働き方改革個別相談

日 時/7月14日(火)、28日(火)
10:00～16:00
(正午から13時までの休憩時間を除く)
場 所/北上商工会館
相談料/原則3回まで無料(事前申込必要)

「岩手県事業引継ぎ支援センター」 定期移動相談会

日 時/8月4日(火) 11:00～15:00
場 所/北上商工会館
相談料/無 料(お問合わせ、申込は当所まで)

医療保険適用 在宅マッサージ

無料 お試し体験
好評実施中!!



・歩行が困難な方
・身体にマヒがある方
・不自由がある方
・車椅子使用の方など...

お気軽にお電話ください。TEL.0197-68-2342

地元地域で活躍していただけるマッサージ師さん募集!!

ご病気や障害・高齢等により自力で歩行通院が困難な方を対象にした在宅で安心して受けられる医療サービスです。

あん摩・マッサージ・指圧師の国家資格保持者が施術します。医師の同意書が必要です。(書類は治療院にあります)

利用料につきましては、ご加入いただいている保険によって変わりますのでご相談ください。

レイス治療院

北上市村崎野7-74-14

省エネのことなら、横川目電業に!!

(株)横川目電業

ヒトが笑えばカイシャも笑う

露出度120%の横川目電業です。



北上市和賀町横川目12-37-8

TEL 0197-72-2718(代) FAX 0197-72-2719

URL <http://yokokawamedengyou.co.jp/>